

目次

購入資料(3)

凡例	4
図版	5

野本家文書(その2)

凡例	33
解題	34
寄稿 種村威史 「野本家文書中の 代官文書群の伝来過程について」	35
目録本文	39

凡例

一、本目録は、『長野市立博物館収蔵資料目録 歴史15』として「松代町野本家文書」(その2)を収めた。(その1)は『収蔵資料目録 歴史8』収載)

一、本巻では、野本家文書のうち(その1)で未掲載だった近世文書を掲載した。分類に関しては、①松代藩右筆に関する文書、②その他、とした。

一、本文記載は①資料番号、②表題、③作成者または差出人、④宛名、⑤作成年月日、⑥形態、⑦法量の順である。

一、原則として表題は原表題のあるものはそれを採り、ないものについては()を付して仮表題を付与した。また表題に続いて資料の概要などを、()を付して記載した。

一、作成年月日は和年号で記載した。また年代が推定されるものに関して()を付して記載した。

一、本巻冒頭に種村威史氏(国文学研究資料館機関研究員)より玉稿を賜った。

一、本目録の作成にあたっては、長野市立博物館友の会古文書同好会の有志諸氏が古文書の解読と仮目録の作成を行い、当館専門員宮澤崇士が編集を行った。

解題

凡例にあるとおり、本巻では野本家文書内の近世文書のうち、(その1)で未掲載だった資料を掲載した。また、本巻に掲載したおよそ百四十点の文書は①松代藩右筆に関するもの、②その他のものに分類した。そのうち、およそ四十点を数える①を中心にここでは述べたい。

野本家の来歴については、『収蔵資料目録 歴史八』を参照いただくこととして本巻で詳述することはしないが、野本家は代々松代藩に出仕した家である。

野本家の歴代の人物のうち、金八は寛政十年(一七九八)より、息子の鉄治は享和元年(一八〇一)よりそれぞれ右筆を務めたことが資料からうかがえる。本巻で①に分類したものの多くは作成年月日が不明であるが、差出に「(真田)幸弘」「幸専」などあることから、金八・鉄治が右筆を務めていた年代と合致するものと推定した。また、掲載した資料群のうち、D三一「年貢収納皆済朱印状」の包紙に「文政二卯年六月二日 野本鉄治包昭認候下書」と記されていることや、右筆在職の期間の長さなどを踏まえて、本資料群は主に野本鉄治が作成に関連したものと考えられる。

松代藩における右筆の職掌について、現時点では判然としない部分が多い。本資料群は大きく分けてI藩主から幕府関係者への書状の控、II進上目録の控、III他所との縁談に関する書状の控(D一四、一五)、IVその他に分類できる。特にIIIに関して、D一四は松代藩士の桑名仙左衛門(化政期に御取次や御使役を務める)が差出人で、他所の藩士と思われる杉江源八に宛てられた書状の控であるが、これらのことから他藩との外交に関わる書状の作成が職掌に含

まれていたものと想定できる。また、藩における政策決定の場に右筆が如何に関与していったかが疑問点として現れるが、今後の研究の進展を俟ちたい。

右筆関連の文書の他に、注目すべき資料として天明五年(二七八五)作成の真田家御腰物帳があげられる。真田家に伝来した腰物帳のうち、これまで確認されていた最古のものは文政十二年(二八二九)のものであったことから従来の資料から四十年以上前の大名道具の管理のあり方などがうかがわれる資料として一定の意義があるものと思慮される。なお、この御腰物帳の翻刻文や簡単な解説などは当館研究紀要第一五号に掲載されているので参照されたい。

(宮澤崇士)

野本家文章中の代官文書群の伝来過程について

種村 威史

はじめに

野本家文書は、元長野市松代在住の野本家が保管してきたもので、平成七年（一九九五）、長野市立博物館が寄贈を受けた文書群である。同家文書の多くは、松代藩に出仕した歴代当主が、書役、小僧役、右筆、奥支配、代官を歴任する中で発生させた勤務関係文書であり、特に、安政三年（一八五六）から明治四年（一八七一）、力太郎が務めた代官（なお、明治二年より司税（租税司とも））に關係する文書が多数を占める。松代藩の地方支配、さらには藩の文書管理の特質を解明する上で、貴重な文書群である。

小稿では、このうち、藩の文書管理解明に資することを目的として、野本家文書の内、特に代官文書群の伝来過程を、代官の職制との関わりに留意しながら述べていく。そして、その結果は、松代藩庁文書の多くが伝来したとされる、国文学研究資料館所蔵「信濃国松代真田家文書」に、代官文書が含まれなかった事情を明らかにすることになろう。

あらかじめ、野本家文書のうち、代官文書群の構成を示すと、

野本力太郎代官関係分

・ 日記（御蔵置附日記、役宅日記、その他の勤務日記、廻村日記）

・ 代官所宛諸願書類（未編綴、編綴）

・ 郡奉行所ほか他部署宛諸願書

・ 編纂物

・ 諸品勘定関係帳簿類

野本力太郎引継ぎ分

・ 日記（御蔵置附日記、役宅日記、その他の勤務日記、廻村日記）

・ 代官所宛諸願書類（未編綴、編綴）

・ 郡奉行所ほか他部署宛諸願書

・ 編纂物

となる。いくつか特徴を挙げると、①力太郎現職中の公務日記類が豊富に存在していること ②在職中に蓄積されたと考えられる代官所、さらには郡奉行所ほか他部署宛の願書が原本の形で存在すること ③力太郎が代官就任に伴い引き継いだと考えられる公務日記や諸願書類原本が残存する点となる。

一、代官の職制

松代藩の地方支配は、郡奉行を中心にその下に道橋奉行、代官、蔵奉行、勘定元メ役を置き実施される。なかでも、村と特に結び付の強いのが代官である。代官の定員は、藩政初期から幕末までの間に変動があるが、力太郎が就任した安政三年時点は四名で十萬石の藩領を、分担して支配している。代官の職務は、郡奉行のもとで、①田畑、山林などの地所に関わる争論の取扱い ②小作料滞納の取扱い ③三役人（名主・組頭・長百姓）と頭立の役儀に関する出入りの取扱い ④年貢収納に関する諸願の取扱い ⑤難渋村方の手入れ願いの取扱い ⑥困穀下げ願いの取扱いなど

多岐に分かれるが、主要業務は、年貢徴収、それに関わる勸農政策の推進である。これに関わり、支配村から上申される様々な訴願への対応も職務となる。

代官は月番で、「世話番」として藩庁内の御蔵役所内に設置の「出役所」と呼ばれる部屋に詰め執務する以外は、拝領屋敷を役所として執務した。この役所を宅役所という。世話番の職務は、郡奉行からの「演説」を同僚代官へ通達、さらには藩より発令された村への触れなどを各代官へ通知し、いわば藩と代官の間の連絡調整を行っている。宅役所は、村にとっても藩の窓口となっていたことは、例えば安政七年の日記³で伺うことができる。これを見ると、三ヶ月の間、訴願などのために、連日のように支配村の百姓が訪問している様子が確認でき、代官はその対応に追われていること、百姓の訴願文書の作成にも大きく関与していることがわかる。代官は宅役所で村からの訴状などを受け取ると、世話役を通じることなく、自ら藩庁の御蔵役所や、当番の郡奉行宅へ赴いている。

二、文書の引継ぎと蓄積

力太郎は代官就任に関わり、日記をはじめ、職務遂行に関わる文書類の引継ぎを受けていることが安政三年の日記⁴より確認できる。すなわち、野本は先任で、かつ最古参の代官である南澤甚之介を通じて「御用番帳類等」を引継いでいる。また、他の史料には「在宅御用帳面等廃末無之様」などと南澤より指示を受けている記事もある。「御用番帳面類」「御用帳面等」とは代官日記等の諸書類を指すと考えられる、これらの帳面が、交代に関わり引き継がれていたのである。日記は文化十二年（一八一五）〜安政二年（一八五五）分で四十冊近く、さらには村から上る訴願書類が現存する。野本は、受取り後、その旨を月番郡奉行などへ報告している。

力太郎は、このように引継いだ文書、さらに職務遂行に伴い作成、あるいは受理した文書を宅役所で保存・管理した。嘉永五年段階の代官がどのような文書を保存・管理していたかについては、原田和彦が既に明らかにしている。原田氏によれば、代官は、「御勘定所出役日記」（世話番の執務日記か）「御役御宅日記」（宅役所の執務日記）といった日記類、地方支配の基礎台帳である「山里村々田畑仕訳帳」「河原新田水帳」「山里村々貯穀元帳」「頭立元帳」「頭立並元帳」「山里村々俵約帳」「山里村々仕附句書上帳」「山里村々高名寄帳」「山里村々借財帳」「山里村々名主請状」の書類を保管していた。野本家文書にも、日記をはじめ、これらの文書の過半が含まれていることが確認できるが、それ以外にも、各代官の日記を集約し編集した「置附日記」、さらには村から上申されてきた訴願文書の原本が大量に残っている。さらに、職務に関わり、宅役所での訴訟対応を記録した日記類、あるいは、「村々願訴等申出候節心得扣」⁵、「勤用掌控」⁶など職務遂行のために作成したと考えられるマニユアル類なども存在する。これらの文書は、力太郎が職務遂行のための必要性から独自に作成したものであろう。

三、訴願文書原本の伝来事情

ところで、野本家文書には、村から上申された代官所宛、あるいは郡奉行所など他部署宛の訴願文書が一紙の状態、あるいは、「諸願書綴」という形などで編綴した形で保管されるものもあったが、それらの大半が原本であることは注目できる。なぜなら、松代藩の稟議制の特徴として、ある訴訟に関わる文書は、稟議を経て、最終的に一件文書として郡奉行所に集約され、袋に入れ、あるいは編綴し保管することが多いためである。したがって、原本類は原則として代官所に残らないと考えられるからである。「その一」⁷ 解題でも、「村から郡奉行所に宛てられた文書がどのようなルートで代官の許へ到来したのかは、現時点では定かではない。松代藩の文書行政の実態を検討する上で一つの好材料になるもの」と指摘する。野本家文書に大量の訴願文書の原本が残っているのはなぜか。

例えば、代官所手限りで決済された事案に関する、あるいは上申されなかった書類である可能性もある。しかし、「村々願訴等申出候節心得扣」によれば、例えば「来たり物」や百姓の死亡届、別家願等に関する文書について、代官所は、百姓より文書を受理し郡奉行所へ上申するとともに、

もう一通は自身の手元に保管するとしている。つまり、代官は願書を二通受理し、一通は自身の手元に保管していたのである。さらに、同史料では、郡奉行所宛文書以外でも、「支配村々ニ而外諸役向江何か次第第二寄願出候節ハ此方江届候、其品ニ寄願方書面通り認させ、此方江も可差出事」との規定もある。すなわち、代官所は他部署宛の文書も受け取っていたのである。おそらく、以上の文書行政の仕組みの中で、代官所に訴願文書の原本が残ったのではないだろうか。実際に村側の史料でも、一つの案件について、複数の役所に願書を提出する例を見つけることができる。その中でも、もつとも多い提出先が代官所であることから裏付けることができよう¹⁰。代官が村にとって、「一番身近な訴願差し出し先」¹¹と評価される所以であると同時に、代官は支配村に関することは、事細かに把握しておかなければならない、という代官の職務の特徴を示している¹²。

四、日記原本の引継ぎにみる松代藩の文書管理の特徴

以上の過程を経て、代官文書群は形成されたと考えることができる。なお、松代藩自体の文書管理の特徴にも関わるであろう、代官の文書引継ぎの特徴を、もう一つだけ挙げておく。現存する引継ぎ日記を確認すると、割印の痕跡や、製本の仕方、さらには筆跡から判断してそれらは原本と考えられる点である。一方で、例えば、国文学研究資料館所蔵「信濃国松代真田家中依田家文書」には、天保五年（一八三四）〜弘化元年（一八四四）に代官を勤めた依田忠順の文書類を含むが、代官の日記類が存在しない。すなわち、退任した代官は日記類の原本を後任に引き継ぐ仕組みであったと考えることができるのである。江戸幕府の寺社奉行は「月番文書」と「株筋文書」については、それぞれ原本が引き継がれる一方、特に日記類については、先任者や役職経験者のものを借り受け、書写している¹³。老中や奏者番も同様に先任者の日記を書写し職務遂行に備える¹⁴。しかし松代藩代官の場合は原本を引き継ぐ形式で、しかも、引き継ぎに際して、郡奉行などに報告義務があることからすれば、これらの諸書類は、代官の私物でなく、藩共有の財産であり、それを代官が持ち廻っていたということになる。ここに松代藩の文書管理の特徴を挙げることができる。

五、明治以降の伝来過程

以上の通り、代官が宅役所を主要な執務場として、そこで文書を保存・管理していたとすると、代官関係文書が野本家に伝来したことは、一応、説明できる。ところが、以下の事情を考慮すると、それだけの説明では済まない。

明治二年（一八六九）十二月に藩は「今般御藩政改革、宅役所を被廢、来十五日より公廟御開相成、諸事内廟にて取扱候様被 仰出」¹⁵と、藩政改革に伴い、宅役所を廢し、「内廟」＝藩庁内にて執務することを命じているのである。松代藩では、明治政府の成立、太政官制発足に併せ、明治二年十二月に藩政改革を実施し、藩庁組織の一部を再編した（後、明治三年九月、明治政府の「藩制」布告に伴い、さらに再編）。地方支配機構についての言えば、一部の部署を統廃合し機構を整備したが、基本的な職掌は継承される。この時、代官を租税司（司税とも）、手代を税手と名称変更した。なにより近世的な宅役所を廢止し、より集権的な制度を施行したところに松代藩の藩制改革の特徴がある。

さて、宅役所が廢止されたとすれば、この時点で、代官文書も藩庁に移管されたと考えるのが妥当であろう。しかし、実際には野本家に伝来したのはなぜか。その理由を考える上で野本家の日記掲載の次の申上書に注目したい。

御役方御用物御出来之儀二付申上 司税

御役方御用筆筒并税手御用筆筒其外品々御出来物之義、去冬中委細之取納申立仕候処御渡無御座候付、其後数度申立仕候得共、今以御出来無之、兼々申上候通差向御当用之外、諸書類其俣未宅役所ニ差置候義付、実々御用筋御差支斗相成、今般税手よりも心痛至極罷在候趣を以、委細別紙之通申立尤至極之儀二付、急速御出来被成下候様仕度筈ニも段々申立候事件、深厚御勘弁被成下度奉存候、以上

五月廿日差出ス

「去冬中」とは、勿論、明治二年十二月のことである。職制改革に伴い、代官も藩庁で執務していたことがわかる。代官は藩庁で執務するにあたって文書を収納する箆笥などの用意を藩へ申請するが、用意が滞っているため、書類をそのまま役所に保管していたのである。「今般税手よりも心痛至極罷在候趣を以、委細別紙之通申立」とある通り、この申上書提出以前に、税手も同様な訴えを藩へ提出している。そこには、書類を持参するときは、「風呂敷包等二」して持ち歩いていること、それを「大切之御用品々不締至極」と嘆いている。宅役所は廃止されても、文書は藩庁へスムーズには移動しなかったわけである。この背景として、当時の藩の経済状況は、戊申戦争などに伴う各地への出兵の影響による慢性的な財政難であったことを挙げることができる。その後、野本家の日記では、文書移管に関わる記述を確認できないことからすれば、藩は有効な対策を講じえず、そして、結局、大半の文書は藩庁に移管されなかったと推定が可能である。明治十四年九月一日〜十月三十一日、真田家新御殿の敷地にある蔵取蔵の諸書類や日記の調査結果を記録した「御蔵内日記書類下調」¹⁶では、「ヲ印 御代官書類并下段（以下抹消）」と、わずかに十九筆分しか確認できないことも、この推定を裏付けるものである。

結果、その後、代官文書群は野本家宅で保管、そして平成七年に長野市立博物館へ寄贈され、現代に至ったのである¹⁷。

- 1、『長野市立博物館収蔵資料 歴史八 野本家文書目録（その一）・篠ノ井東福寺 小林龍子氏寄贈資料目録』（長野市立博物館、二〇一一年、以下『その一』と略す）の解題による。
- 2、『その一』解題。
- 3、野本家文書（安政七年）日記（A五六）、なお以下、出典が同家文書の場合は標題と整理番号のみ記す。
- 4、『安政三年）日記』（E四一）
- 5、原田和彦氏「松代藩における地方支配と文書の管理」（『信濃』第六五巻 第五号、二〇一三年）。
- 6、「村々願訴等申出候節心得扣」（E四一）。
- 7、「勤用掌控」（A六五七）。
- 8、「諸願書綴」（A三〇三一〜五七、A三〇七一〜三）。
- 9、渡辺尚志氏「大名家の中の『村方文書』（高木俊輔・渡辺浩一両氏編『日本近世史料学研究―史料空間論への旅立ち―』（北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年、のち渡辺氏編『藩地域の構造と変容―信濃国松代藩地域の研究』岩田書院、二〇〇五年に再録）。
- 10、国文学研究資料館所蔵信濃国更級郡田野口村小林家文書「村方臨時願書留」（二八四号）、村側で、自身の訴願文書の提出先をまとめた史料として「訴願等差出先役所留」（長野市誌編さん委員会編『長野市誌 第十三巻 資料編 近世』、一九九七年、一〇六頁）がある。
- 11、福澤徹三氏「文化・文政期の松代藩の在地支配構造」（『近世後期大名家の領政機構―信濃国松代藩地域の研究Ⅲ』岩田書院、二〇一一年）。
- 12、以上の代官の職制とその特質については、拙稿「松代藩代官の職制と文書行政」（福澤徹三・渡辺尚志両氏編『藩地域の農政と学問・金融―信濃国松代藩地域の研究Ⅳ―』（岩田書院、二〇一四年発売予定）を参照されたい。
- 13、大友一雄氏「幕府寺社奉行と文書管理」（『日本近世史料学研究―史料空間論への旅立ち―』）。
- 14、大友氏「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」（『史料館研究紀要』第三五号、二〇〇三年）、「天保期における老中職公用方役人と情報管理」（『関東近世史研究会編『関東近世史研究論集』三 幕政・藩政、二〇一二年）。
- 15、「（明治二年）日記」（A三一）
- 16、国文学研究資料館寄託信濃国松代真田家文書「御蔵内日記書類下調」（寄六二七）
- 17、なお、代官文書同様、国文学研究資料館所蔵真田家文書には伝来しない文書群、例えば町奉行所、寺社奉行所の文書群も、同様の事情から、役職就任者宅に伝来した可能性がある。

右筆関連資料

資料番号	資料名	年代(和暦他)	作成	宛名	形態	数量	法量	備考
D 3	(寒中見舞)	十一月廿一日	飛鳥井中納言雅威	真田右京大夫殿	折紙	一	三六・三×四九・三	
D 4	(請書)(名代に登城させるようにとの命につき。控)		真田弾正大弼 幸専(花押)		折紙	一	四三×五七	
D 5	(礼状)(歳暮御祝儀として小袖を献上した際披露されたことにつき。控)	二月廿一日	真田右京大夫 幸弘(花押)	水野出羽守様 参人々御中	切紙	一	二一・五×五七・二	
D 6	(達書)(豊後守参府につき定に追加して人足と駄馬の供出を指示する。控)	文政二卯六月 二日 (墨書〔〇〕)	真田豊後守内 山越 新八郎 鹿野外守	海野より板橋迄 宿々問屋衆中	継紙	一	二〇・二×二五九・二	
D 7	(年貢収納皆済朱印状)(文化三年より十二年まで。下書)				切紙	一	二六×五七	
D 8	(申上書)(凶作による領内損毛高の報告。控)	十一月	真田豊後守		継紙	一	二一・七×二三五・三	
D 9	(願書)(病気により参勤の時節まで滞府養生を願う。控)	三月	真田右京大夫		切紙	一	二一・八×四六・二	
D 10	(達書)(弾正忠在所へ帰城の際の本陣は例の通りと心得るよう。断簡)				切紙	一	二〇・三×四八・四	
D 11	(礼状)(御假と拝領物を賜ったことにつき。控)		真田弾正大弼 幸専(花押)	蛭川相模守様 人々御中	切紙	一	二〇・一×五五・六	
D 12	(礼状)(御假と拝領物を賜ったことにつき。控)		真田弾正大弼 幸専(花押)	高井飛驒守様 人々御中	切紙	一	二〇・二×五五・五	
D 13	(礼状)(御假と拝領物を賜ったことにつき。控)		真田弾正大弼 幸専(花押)	佐野肥前守様 人々御中	切紙	一	二〇・二×五五・五	
D 14	(書状)(縁談進捗に関して)	五月十一日	桑名仙左衛門(花押)	杉江源八様 貴報	折紙	一	三六・七×四九	
D 15	他所より縁組願之案詞	五月朔日	小松軍左衛門印	赤澤助之進殿	堅紙	一	三三・四×四三・五	
D 16	(礼状)(竹千代様へ菖蒲・兜献上の際披露されたことに対し。控)	六月二日	真田弾正大弼 幸専	松平能登守様 参人々御中	堅紙	一	四三×五七	
D 17	(進上目録)(塩鴨一箱)		真田右京大夫 幸弘		堅紙	一	五一×六四	
D 18	(進上目録)(百五十疋)				堅紙	一	三七×五一・五	
D 19	(進上目録)(御太刀一腰、御馬一匹)				堅紙	一	五二×六四・五	
D 20	(進上目録)(御太刀一腰、御馬一匹)				堅紙	一	五一×六三	
D 21	(進上目録)(御太刀一腰、干鯛一箱、御馬一疋)		諏訪因幡守		堅紙	一	五一・三×六六	
D 22	(進上目録)(御太刀一腰、御馬一匹)				堅紙	一	四九・五×五九・八	
D 23	(進上目録)(小判一両)				堅紙	一	四二・二×五七	
D 24	(礼状)(栗献上の際披露されたことに対し。控)	十月十三日	幸専	太田備中守様 参人々御中	堅紙	一	四三・五×五七	
D 25	(礼状)(御假と拝領物を賜ったことへ。控)		真田弾正大弼 幸専(花押)	松平右京大夫様 人々御中	折紙	一	三八・三×五〇	

資料番号	資料名	年代(和暦他)	作成	宛名	形態	数量	法量	備考
D 26	〔書状〕(持病のため登城取り止めにつき。控)	三月五日			継紙	一	一九×二二〇・五	
D 27	〔挨拶状〕(年始に際し。控)				折紙	一	四〇・五×五五・五	
D 28	〔書状〕(数月月番勤大儀につき羽織頂戴いたすべく)		恩田安芸(花押)、恩田鞆負(花押)、望月頼母(花押)、真田志摩(花押)	大熊衛士殿	折紙	一	三五・四×四六・八	
D 29	〔請書〕(明十三日登城につき)	六月	真田豊後守	松平伊豆守様、戸田采女正様、太田備中守様、安藤対馬守様 参人々御中	切紙	一	二一・五×五七・五	
D 30	〔関所通行願〕(家来山中見弥妹、碓氷峠通行につき。控)	寛政七卯年四月	真田右京大夫(花押) (ミセケチ)	酒井因幡守殿、岡野肥前守殿、曾我伊賀守殿、岩本内膳正殿	縦紙	一	三二×四五	
D 31	〔年貢取納皆済朱印状〕(文化三年より十二年まで。控)	文政二卯六月二日(朱書「御朱印」)		金井左源太との、菅沼九左衛門との、鹿野外守との、菅沼弥右衛門との	縦紙	一	封 三〇・五×一一・五 本紙 五二・五×六五・五	封紙あり「文化三寅年より同十二年迄拾ヶ年の御取納皆済付御郡奉行衆江如先例御朱印被下置之認候様御用番恩田鞆負殿被仰渡」 「大大高檀紙横二ツニ折又八ツニ折之上包認御郡奉行衆連ニ而巷通ツツ被下」 「文政二卯年六月二日野本鉄治包昭認候下書」
D 32	〔書状〕(公方様ご機嫌伺いのため登城したことを伝える)	正月十日	真田右京大夫	阿部伊勢守様	継紙	一	一九・三×七一・五	
D 33	〔進上目録〕(干鯛一箱、御樽代千匹。控)		真田右京大夫 幸弘		縦紙	一	五一・五×六五・五	
D 34	〔進上目録〕(鯛一箱、昆布一箱、御樽代千匹。控)		真田右京大夫 幸弘		縦紙	一	五一・五×六五・五	
D 35	〔進上目録〕(塩鴨一箱。控)		真田右京大夫 幸弘		縦紙	一	五二×六五・五	
D 36	〔進上目録〕(干たひ一はこ。控)		さな田右京大夫 ゆき弘		縦紙	一	五三・〇×六五・〇	
D 38	〔悔状〕(御祖父様御遠行につき)	五月十六日	桑名仙左衛門(花押)	杉江源八様	切紙	一	三六・五×四八・九	
D 39	〔書状〕(年頭の際の御礼)	二月三日	真右京大夫	西郷新兵衛殿・鮎貝十郎左衛門殿、他4名	切紙	一	二〇・五×五五・五	
D 40-1	〔包紙〕(白かね一まい)				包紙	一	三六・六×二七・二 (開) 一九・〇× 九・〇(折)	
D 40-2	〔願書〕(御序の刻参勤の御礼申しあげたく)		真田伊豆守		状	一	一六・四×一六・六	裏書あり「寸法如此」「上包上もの切詰折懸 上二御名」
D 42	〔達書〕(彈正忠旅行の節別して儉約すべく宿々に通達するよう)	六月廿九日	真田彈正忠内 樋口 莊司		継紙	一	二〇・二×一六五・二	
D 49-1	〔下書〕(十二月三日御婚礼、進上目録)				折紙	一	二八・八×三七	

その他の資料

資料番号	資料名	年代(和暦他)	作成	宛名	形態	数量	法量	備考
25	山分二河白道絵鈔 全	寛文六年午十月日			冊	一	二六×一八・五	
336	讓渡シ山証文之事	慶応三卯年二月	外田町 讓主 吉右衛門(印)、世話人 富治(印)	野本茂一郎様 御役 甚作殿	豎紙	一	二七・五×三八	
217	(旧幕府方檄文)				豎紙	一	二四×・三四	奥書「此一紙者小出島二而分取候葛蔵之内より出候会賊之書也」御一□見被成下候 直衛
A 20	東軍流兵法伝歌百首 陰				豎紙	一	二七・五×一九・五	
A 26	(海防意見書書留帳)				豎帳	一	二八×一九・五	
A 668	日記(金銭出納帳)	文化三年寅ノ八月吉日	信州更級郡今井村 宮下左衛門		横半帳	一	一二・三×一七	
B 4	御腰物御小道具指上候分古帳面抜書帳	天明五乙巳年九月			豎紙	一	二七・三×一八・五	
C 30-2	頼母敷無尽帳	文久二戌年六月	宮下三郎治内 与平		豎紙	一	三〇・五×二〇	
D 1	(書状)(痔疾、疝癪のため今日江戸城登城できない由了承。控)	八月十五日			繼紙	一	一九×一〇・七	
D 2	(書状)(瘡氣癒えぬため明朝日登城せず。尋ねられたらよろしく挨拶くださるよう。控)	八月晦日			繼紙	一	一九×一一・三	
D 41	(書付)(漢詩、君が代)				豎紙	一	三四・五×四六・五	欠損
D 43	覚(金銭書付)				折紙	一	二五・〇×三二・〇	
D 44	酉年借財方取調覚				綴	一	一二・七×一六・三	
D 45-1	(覚書)(物品貸借)				折紙	一	二五・七×三二・〇	
D 45-2	天保十三寅年正月より着服入用萬端覚書				折紙	一	二五・五×三二・二	
D 46	(書状)(先頃願い置いた細工は如件の様子か)	二月八日			切紙	一	一四・三×二四	
D 47	(書状)(年頭に願い置いた屏風の内容について)	正月廿八日			切紙	一	一四・三×三七・五	
D 48	(書状)	四月廿九日二したため出ス	千枝	喜代馬様 用事	切紙	一	一五・六×一三五・八	封筒あり
D 49-2	覚(借金証文)	天保六年未七月十日	坂本龍庵(印)	坂本喜代馬殿	豎紙	一	一九・八×二四・八	
D 49-3	御借入金証文之事(雛形)	年号月	何村 御借主謹、三役人、頭立惣代、組合惣代	齊藤善蔵様 御内	豎紙	一	二五・六×三三	
D 49-4	萬差講無尽割合(配当など取り決め)				二枚貼付	一	①一三×一六②二六×三二・三	

資料番号	資料名	年代(和暦他)	作成	宛名	形態	数量	法量	備考
D 49-5	御借用金証文之事(下書)	天保八酉年十二月	御借主上平村名主 佐市 長百姓 たれ 組頭 たれ	寺内助右衛門様 御内	縦紙	一	二五・五×三二	
D 50-1	(家図面)(増築時のもの)				貼付 二枚	一	三三・二×二五・三	
D 50-2	(薬効能書)(めぐすり、せんきせんしゃく妙薬有)		信州松代東木町南 一文字屋清八郎		状	一	一六・五×二三・四	
D 50-3	(薬効能書)(小児薬王)		本家 信州松本本町 一丁目 一文字屋清 八郎		状	一	一七・七×二七・八	
D 50-4	(薬効能書)(三方清明湯)	弘化四丁未九月 改板仕候	本家調合所 信州松 本通本町老丁目 一 文字屋清八郎		状	一	一九・八×三〇・二	
D 50-5	(書状)(御番頭よりの演説順達した旨)	七月十一日	瀬大夫	喜代馬様、慶二様、 丈左衛門様	状	一	一八・六×二二	
D 50-6-1	(包紙)		高橋孝左衛門	坂本喜代馬様	包紙	一	一七・三×四・八	
D 50-6-2	(書付)(諸々業務に関して)		喜代馬		折紙	一	二四・五×三一・二	
D 50-6-3	覚(木材書付二)				切紙	一	一二・六×二五・三	
D 50-6-4	(書状下書)				折紙	一	二五・三×三一・七	
D 50-7	(書状下書)				折紙	一	三〇×二九・五	
D 50-8	覚(領収書)	二月廿一日	赤坂伝馬町横町 坂大塚屋久次郎	赤	状	一	二五×二一・五	
D 50-9	(金銭書付)				状	一	二五・五×二一・五	
D 50-10-1	(書状)(二十四日の昼九ツ過ぎ落命)				状	一	一四・五×二七・八	前後欠
D 50-10-2	(書状下書)				縦紙	一	一五×二〇	
D 51-1	(領収書)	寅正月八日	坂屋賀助(印)	坂本喜代馬様 御内	状	一	一四・八×二六・九	前後欠
D 51-2	(書付)(千代七等出頭につき)				状	一	一五×一九・八	
D 51-3	覚(領収書)	卯閏九月卅日	芝三嶋町 えびや 吉之助	上	状	一	一六×二〇・八	
D 51-4	(演説書)(十七日延引)	十一月十二日	原隼之進		状	一	一五×二三・二	
D 51-5	口上覚(天保十四年拜借金返済につき拜借他借 明細取調べ差し出す)	四月	永井甚兵衛 他一名	小幡権之助様	切紙	一	一五・一×三〇・七	
D 51-6	(書状下書)(次男鉄之丞一ツ橋様御用人飯田庫 三郎様へ差し置き)				状	一	一五・三×一七	
D 51-7	(書付)(法獄心西禅徳)				状	一	一二・四×三一・五	
D 51-8	覚(借金証文)		たはこや原兵衛	廣澤や仲二郎様	状	一	一五・三×一九・二	
D 51-9	(書状)				状	一	一五・五×四四・七	後欠

資料番号	資料名	年代(和暦他)	作成	宛名	形態	数量	法量	備考
D52-1	書状(五兵衛伴について主人万吉が度々悩んでおりその願い、商売延引(他))	二月十二日	静	坂本先旦那	状	一	一五×一四六・二	
E1-6	差上申御内借証文之事	文久二戌年十二月	市村南組御借主喜作(印)、他四名(東川田伴七代我太郎)	御勘定所御内借御掛御役所	状	一	二七・七×五八	
E1-14	覚(金銭支払)	壬申七月朔日	知慎堂		状	一	一五・三×二二	
E3-19	会計用度請払録	西七月廿日迄	知慎堂		横帳	一	一二・五×三二	
E3-22	官札請払帳	明治六癸酉年但去ル明治五壬申年九月より	亀鶴堂		横帳	一	一二・七×三二・五	
E3-23	官札請払帳	明治六癸酉年但四月廿日より	亀鶴堂		横帳	一	一二・八×三三	
F3	二折屏風一雙并掛物頼仕立(会計帳簿)	安政二乙卯六月より七月迄	当人 町田八郎、世話人 飯嶋惣三郎	堀内新右衛門殿	横帳	一	一二・五×三二	
F4	引替一札之事(屋敷地一部譲渡につき境界の立木伐採のこと)	寛政十二年申八月	質置主 今井村町組元次郎、他7名	小林翁助殿、坂口斎左衛門殿	縦紙	一	二八・五×三八・五	
F5	質地証文之事(御高老石七斗新田分について)	嘉永元申十二月	松平主税助知行所北原村助右衛門印、同嘉伝治印、同源藏	戸川大学様御組高村源右衛門様、石井又左衛門様	縦紙	一	二九・一×五四・五	裏書「六右衛門質物之義ニ付公儀御役人江善光寺ニ而差出シ候印書」
F7-1	(金銭出納帳)	(九月廿七日分：九月廿八日)			折紙	一	一四・三×三八	
F7-2	(前項の断簡二)				折紙	一	一四・三×三八	
F8	差上申一札之事(去子年盗品の脇差が質入された件に関して公儀より御尋につき。控)	文化二丑年九月廿六日	飛鳥井(雅)	町田八郎次とのへ	縦紙	一	四六×五九・五	封紙あり
F10	(蹴鞠免状)	安永九年十二月廿六日	火附盗賊改頭 戸川大学組 黒川常治印、高村源右衛門印、石井又左衛門印	右村 名主、組頭	縦紙	一	二八・二×三八・八	
F11	差紙(北原村質屋助右衛門、江戸五番町戸川大 学役所へ出頭すべし)	十月十九日			縦紙	一	二八・二×三八・八	
F12	掌中録(金銭取立て、伝馬人足など諸覚)	嘉永三戌より 嘉永四年二月八日迄			横帳	一	九・五×二五	
F14	(書付)(原綿、白木綿など)		今井村 町田条太郎(印)		折紙	一	二四・五×三四	
F16	(地割図)				封紙	一	三六・五×八〇	
F17	一札(封紙のみ)				封紙	一	六×一六	裏書「上水鮑村芳三郎助作一件下案」
F19	水油御通(表紙のみ)	文政六年癸未正月吉日	武一郎	力石村 次左衛門様	横帳	一	二七・五×三六	裏書「文政七甲申正月嘉左衛門殿江屋敷譲候節罷出小林善兵衛殿差出候控」
F20	小林翁介殿田地一条諸覚控	従天保六乙未九月十五日 至			横帳	一	一三×三二	
G1	棚卸帳(金銭貸借帳)	従安政三丙辰歲迄安政六己未歲	町田就展		横帳	一	一二・五×一六	
G2	身上諸色調帳	文政十三年寅四月	武一郎	伝重郎殿	横帳	一	一三×三四	裏書「伝重郎殿身上調帳」

資料番号	資料名	年代(和暦他)	作成	宛名	形態	数量	法量	備考
G4-1	〔調書〕(筑摩郡塔原村甚左衛門・上水鉋村慶十郎間の綿買入代金間違ひ一件につき)	弘化四未年十一月	上水鉋村 慶十郎、立入人 町田謙之助	塔原村 甚左衛門殿 代 固右衛門殿	縦帳	一	二九×一九	
G4-2	差出申一札之事(綿代残金支払の督促)	弘化四未年十一月	上水鉋村 慶十郎、立入人 町田謙之助	塔原村 甚左衛門殿 代 固右衛門殿	縦帳	一	二六×八七・二	
G4-3	〔書状下書〕(和歌山御領地にて用米買入につき)		いたした	満智様	切紙	一	一五・二×三九・六	
G4-4	附物(固右衛門、慶十郎よりの進上物覚書)				状	一	一五×八・五	
G4-5	覚(金三十五兩請取)	未十一月十一日	塔原村 甚左衛門代 固右衛門(印)	北原 町田賢之助殿	状	一	一五×二〇	
G4-6	乍恐以書付奉願上候事(甚左衛門・慶十郎内済につき訴状返却を願う。下書)	弘化五申年二月廿五日	上水鉋 村松慶十郎、親類 組合兼 幸吉、今井村 清十郎、親類組合兼 伝十郎、立入人 町田謙之助	御役所様	縦紙	一	二七・六×三八・三	
G4-7	〔口上書下書〕(慶十郎一件)	(弘化五年) 申二月廿五日			縦紙	一	二七・六×四一・六	
G4-8	暖始末書大略(慶十郎一件)	弘化四年未二月	上水鉋村願人 村松 慶十郎、他六名	御役所様	縦紙	一	一四・九×一九〇・二	
G4-9	慶十郎清十郎訴呉願書(控)	弘化四年未二月	上水鉋村願人 村松 慶十郎、他六名	御役所様	縦紙	一	一四・四×一九五・八	
G4-10	済口願書願下ケ連印書	弘化五申年二月廿五日	上水鉋 村松慶十郎、親類 組合兼 幸吉、今井村 清十郎、親類組合兼 伝十郎、立入人 町田謙之助	御役所様	縦紙	一	一四・五×七四・七	
G4-11	上水鉋村村松慶十郎今井村清十郎相手取願立仕候金段一条書類(包紙のみ)	弘化四丁未十一月	町田謙之助		包紙	一	一八×六	
G4-12	松平丹波守様御領所筑摩郡塔原村甚左衛門代固右衛門当御知行所上水鉋村相手取願立候中済書類(袋のみ)	弘化四丁未十一月	町田謙之助		紙袋	一	三六×一三	
G4-13	〔覚書〕(慶十郎一件)	十一月十一日	村松慶十郎、北沢通春	町田謙之助様 御報	状	一	一四・五×一六・五	
G4-14	〔書状〕(よろしく取り計らいを願う)	十一月十一日	村松慶十郎、北沢通春	町田謙之助様 御報	切紙	一	一五・一×三九・五	
H2	〔書付〕(天真院様御遺物につき御用番恩田鞞負より仰渡)	文化十二亥年十月廿八日	天真院	天真院	縦書	一	三一・八×四二・七	奥書「御上下／此筆者／中嶋三右衛門殿」
I1-4	〔進上目録封紙〕(金百疋)				封紙	一	一四×七・五	
I1-5	〔進上目録封紙〕(百五十疋)				封紙	一	一四・五×八	
I3-3	〔和歌短冊〕		包昭		短冊	一	三四・五×五・五	
I3-4	〔和歌短冊〕		包抄		短冊	一	三五・五×五・五	
I4-28	葉菱頂戴御改本	安政午年			紙片	一	六×六・五	封紙あり
I5-1	御弟子名前	享和二辛戌年八月改			横半	一	一一×一八・五	
I5-3	麻疹手あての事(いむべきもの、食してあしきもの、等)	文久二年六月	日本橋某印		縦紙	一	一五・二×九四・三	
I5-4	口上覚(拝借金御札)				縦紙	一	一四・二×五五	
J-3-13-2	触示案文(町、村の家居床下の硝石について)	二月	郡奉行、町奉行、御		切紙	一	一五×三四・五	
J-3-14	日記(代官日記)	天保九戌年正月	武具奉行		縦帳	一	二五×一六・五	
J-3-36	転切支丹名替并文字替前髪執出生覚(控)	寛政九丁巳年十二月	真田右京大夫	松浦越前守殿・井上美濃守殿	縦紙	一	三二・五×七七・五	